

みなし決議に関する令和7年度理事会議事録

1. 理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容

議案第7号

令和7年度（公財）北九州市芸術文化振興財団評議員会の開催について
評議員会の決議につき、定款第20条の規定に基づき、決議の省略による方法で行うこと。

議案第8号

令和7年度（公財）北九州市芸術文化振興財団評議員会の議題について
理事 調 弘誓 氏の辞任（NHK北九州放送局長の人事異動）に伴う後任理事の候補者について、森 茂樹 氏を提案すること。

2. 1の事項を提案した理事

理事長 久保山 雅彦

3. 理事会の決議があつたものとみなされた日

令和7年7月1日

4. 議事録の作成にかかる職務を行つた理事の氏名

理事長 久保山 雅彦

以上のことおり、定款第35条の規定に基づく提案について、理事全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかつたことから、理事会の決議があつたものとみなされたため、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行つた理事が次に記名押印する。

令和7年7月7日

公益財団法人北九州市芸術文化振興財団
議事録作成者 理事長 久保山 雅彦